

## 協議事項 やまぐち働き方改革推進会議取組方針の改正等について

## 1 取組方針の改正

I o TやA I等の技術革新の進展やコロナの流行等に対応した「働き方の新しいスタイル」の実践・定着に向けた取組推進や、今年度末をもって取組期間が終了することを踏まえ、取組方針の趣旨、働き方改革の方向性及び取組期間を以下のとおり改正する。

〔改正の内容〕 ※下線が改正部分

改正案	現 行										
<p><b>第1 趣旨</b> 若者の県内定着、働きながら子どもを生き育てることができる職場づくりの推進 <u>技術革新の進展やコロナの影響等による働き方の変化に対応し、デジタル技術を活用した「働き方の新しいスタイル」の推進が重要</u></p>	<p><b>第1 趣旨</b> 若者の県内定着、働きながら子どもを生き育てることができる職場づくりの推進</p>										
<p><b>第2 働き方改革の方向性</b> 1 仕事と生活との調和の推進 (1) 長時間労働の是正 (2) 仕事と育児・介護の両立支援 (3 (1)に移動) <u>(3) 病気の治療と仕事の両立支援</u>  2 多様な人材が活躍できる魅力ある雇用の場づくり  3 <u>「働き方の新しいスタイル」の実践・定着に向けた取組推進</u> (1) <u>テレワークの普及促進</u> (2) <u>デジタル技術を活用した「働き方の新しいスタイル」の創出・展開</u></p>	<p><b>第2 働き方改革の方向性</b> 1 仕事と生活との調和の推進 (1) 長時間労働の是正 (2) 仕事と育児・介護の両立支援 <u>(3) 時間や場所にとらわれない多様な働き方等の普及促進</u> <u>(4) 病気の治療と仕事の両立支援</u> 2 多様な人材が活躍できる魅力ある雇用の場づくり</p>										
<p><b>第7 取組期間</b> 取組期間は、<u>令和3年度から令和6年度までの4年間</u>とする。</p>	<p><b>第7 取組期間</b> 取組期間は、<u>平成28年度から平成32年度までの5年間とし、次のとおり実施する。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>28</u></td> <td><u>推進体制の整備</u></td> </tr> <tr> <td><u>29</u></td> <td><u>機運醸成、事業スキーム確立</u></td> </tr> <tr> <td><u>30</u></td> <td><u>支援体制</u></td> </tr> <tr> <td><u>31・32</u></td> <td><u>取組の強化拡大</u></td> </tr> </tbody> </table>	年 度	内 容	<u>28</u>	<u>推進体制の整備</u>	<u>29</u>	<u>機運醸成、事業スキーム確立</u>	<u>30</u>	<u>支援体制</u>	<u>31・32</u>	<u>取組の強化拡大</u>
年 度	内 容										
<u>28</u>	<u>推進体制の整備</u>										
<u>29</u>	<u>機運醸成、事業スキーム確立</u>										
<u>30</u>	<u>支援体制</u>										
<u>31・32</u>	<u>取組の強化拡大</u>										

※山口県第2期まち・ひと・しごと総合戦略（R2～R6）と一致

## 2 部会の設置

働き方の新しいスタイルの実践・定着に向け、新たに「働き方の新しいスタイル推進部会」を設置し、幅広く意見を伺い、施策に反映

〔現行の部会〕

ワーク・ライフ・バランス推進部会（8名）

多様な人材の就職・活躍支援部会（9名）